

今回のテーマ「技能実習制度運用要領の一部改正 2024年11月1日」について

技能実習制度運用要領が一部改正されました。外国人技能実習機構ホームページ「**重要なお知らせ**」を確認ください。<https://www.otit.go.jp/>

通し番号	改正箇所
1	第4章第2節第3(3)技能実習生の基準に関するもの
2	第4章第2節第3(7)講習の基準に関するもの
3	第4章第3節第2 技能実習法による処分等を受けたこと等による欠格事由
4	第4章第6節 報告徴収等（技能実習法第13条・第14条）
5	第4章第10節 技能実習実施困難時の届出等（技能実習法第19条）
6	第5章第2節第1 法人形態に関するもの
7	第5章第2節第2(1) 監査に関するもの
8	第5章第2節第2(2) 臨時監査に関するもの
9	第5章第2節第3 財産的基礎に関するもの
10	第5章第2節第7(3) 法令違反・問題の発生状況に関するもの
11	第5章第2節第8(3) 監理事業のための適切な体制が確保されていること
12	第5章第3節第2 技能実習法による処分等を受けたこと等による欠格事由
13	第5章第10節 技能実習実施困難時の届出等（技能実習法第33条）
14	第5章第10節 技能実習実施困難時の届出等（技能実習法第33条）
15	第5章第11節 事業の休廃止（技能実習法第34条）
16	第5章第19節 監査報告及び事業報告（技能実習法第42条）
17	第6章第1節第3 旅券・在留カードの保管等の禁止
18	参考様式第1-44号（新設）
19	参考様式第1-45号（新設）
20	別紙⑩ 参考様式第2-16号 団体監理型技能実習の取扱職種の範囲等
21	別紙⑫-1
22	別紙⑫-2

技能実習制度運用要領の改正ポイント

1. 第4章（技能実習計画の認定等）関係

- 入国後講習を実技により実施することは認められない旨明記しました。【通し番号2】
- 入国後講習において、マイナンバーカードの取得方法を説明することを追記しました。【通し番号2】
- 技能実習計画認定の欠格事由に、不法就労助長行為等を教唆又は帮助した者も含まれることを明記しました。【通し番号3】
- 機構が実施する検査事務について、その対象者を明記しました。【通し番号4】

2. 第5章（監理団体の許可等）関係

- 技能実習生に対する暴行、脅迫その他人権を侵害する行為の疑いがあるとして実施した臨時監査において、そのような事実が認められた場合には、加害者と技能実習生の間で和解が成立したなどの事情があったとしても、監理団体は機構に対して報告する必要があることを明記しました。【通し番号8】

2. 第5章（監理団体の許可等）関係

- 監査報告書「6 監査実施者」の記載方法について明記しました。【通し番号7】
- 監理団体の許可の欠格事由に、不法就労助長行為を教唆又は幫助した者も含まれることを明記しました。【通し番号12】
- 監理団体の更新許可における優良要件の判断において、監理団体の更新申請後に改善命令を受けた場合も減点事由となることを明記しました。【通し番号10】
- 技能実習を行わせることが困難となった事由が実習認定の取消し事由（法第16条第1項各号）のいずれかに該当する可能性がある場合には、監理団体は直ちに臨時検査を行い、当該監査の実施結果について速やかに機構に提出する必要があることを明記しました。【通し番号13】
- 事業報告書の提出が必要な場合を整理しました。【通し番号16】
 - ・ 報告対象となる技能実習事業年度（以下「報告年度」という。）未までに監理許可を受けた場合
⇒ 事業報告書の提出が必要です。技能実習生の受入れの有無は問いません。
 - ・ 報告年度内に監理事業を休止した場合又は報告年度の前から監理事業を継続して休止している場合
⇒ 事業報告書の提出が必要です。
 - ・ 報告年度内に監理事業を廃止した場合
⇒ 事業報告書の提出は不要です。
- 監理事業を行う事業所の要件（便宜供与を受けていないこと）の解釈について、転借している場合も便宜供与を受けていると判断される旨を明記しました。【通し番号11】
- 臨時監査を行った場合は、当該監査に係る監査報告書を、原則として2か月以内に機構へ提出することが必要である旨を明記しました。【通し番号8】

3. 第6章（技能実習生の保護）関係

- 技能実習生の私生活の自由を不当に制限することの例として、携帯電話及び健康保険証の取扱いについて明記しました。【通し番号17】

やむを得ない事情がある場合の転籍

1. 第4章（技能実習計画の認定等）関係

- 転籍を認め得るやむを得ない事情の例について明記するとともに、それらに当たるとしても専ら技能実習生の責めに帰すべき事情によるものである場合には実習先の変更（転籍）が認められないことを併せて明記しました。また、技能実習生本人から転籍の申出があった場合の対応についても明記しました。【通し番号1】
- 入国後講習の講義内容に、転籍を認め得るやむを得ない事情に関する知識等を含める必要がある旨を明記しました。【通し番号2】
- 技能実習生から「実習先変更希望の申出書」（参考様式第1-44号）によって転籍希望の申出を受けた監理団体等が「転籍を認め得るやむを得ない事情」があるとして実習先変更に係る連絡調整を行うこととした場合は、同申出書及び「実習先変更希望の申出に係る対応通知書」（参考様式第1-45号）の写しを添えて、技能実習実施困難時届出書を提出する必要がある旨明記しました。【通し番号5、14】

2. その他

- 「実習先変更希望の申出書」（参考様式第1-44号）及び「実習先変更希望の申出に係る対応通知書」（参考様式第1-45号）を整備しました。【通し番号18、19】

※詳しくは外国人技能実習機構ホームページを確認ください。